

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、  
 関連のある(区民、区の役割等を規定する)墨田区条例集

目次

1. 墨田区情報公開条例	1
2. 墨田区個人情報保護条例	2
3. 墨田区行政手続条例	3
4. 墨田区まちづくり条例	3
5. 墨田区地域防災基本条例	4
6. 墨田区災害復興基本条例	5
7. 墨田区女性と男性の共同参画基本条例	6
8. 墨田区安全で安心なまちづくり推進条例	8
9. すみだ環境基本条例	9
10. 墨田区中小企業振興基本条例	10
11. 墨田区住宅基本条例	11

.....

1. 墨田区情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、区民の知る権利を尊重し、区民の区政情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、区政情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、墨田区(以下「区」という。)が区政に関し区民に説明する責務を全うし、一層開かれた区政の実現を図り、区政に対する区民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した区政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(2) 区政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に頒布し、又は販売することを目的として発行されるもの

イ 墨田区立の図書館、郷土文化資料館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、区政情報の公開を請求する区民の権利が十分尊重されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

## 2. 墨田区個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、区民に対して自己に関する保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的な人権を守り、もって信頼される区政の実現を図ることを目的とする。

(平16条30・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

(2) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報(文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録されたものをいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(3) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(4) 区民等 実施機関によって自己情報が保管されている区民又は区民以外の者をいう。

(5) 実施機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

(6) 電子計算組織 与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織をいう。

(7) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(平16条30・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、事務を執行するに当たって個人情報を取り扱うときは、区民の基本的な人権を尊重し、収集から廃棄に至る各段階において個人情報を保護するための必要な措置を講じなければ

ならない。

(職員の義務)

第3条の2 実施機関の職員は、個人情報を取り扱う事務に従事するに当たっては、個人情報を保護するとともに、関係法令等を遵守しなければならない。

2 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平15条21・追加、平16条30・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、個人の基本的な人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、相互に基本的な人権を尊重し、個人情報を保護することの重要性を認識するとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

### 3. 墨田区行政手続条例

(目的等)

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が区民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって区民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

### 4. 墨田区まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、まちづくり基本理念並びに区民、事業者及び区の役割等を明らかにするとともに、まちづくりに関する手続等の必要な事項を定めることにより、区民の自発的なまちづくりを、区民、事業者及び区が協働して行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり 安全で快適かつ魅力ある良好なまちの形成に寄与する活動をいう。

(2) まちづくり基本方針 墨田区基本構想及び墨田区基本計画並びに墨田区都市計画マスタープランに基づくまちづくりに関する目標及び基本的な方針をいう。

(3) 区民等 区内に住所を有する者、区内の土地又は建物の所有者、地上権者若しくは賃借権者、区内で事業を営む者及び区内の在勤者又は在学者をいう。

(4) 事業者 区内における市街地の整備及び開発に係る事業を行う公共団体、これに準ずる団体、法人及び個人をいう。

(まちづくり基本理念)

第3条 区の歴史、文化、自然及びコミュニティを大切にし、世代をつなぐ活気のある住みよいまちを実現するため、区民等、事業者及び区は、それぞれの役割を担い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

(区民等の役割)

第4条 区民等は、まちづくり基本理念に基づき、地域の特色を生かし、個性ある豊かなまちを実現するため、地域の発想を大切にしながら、地域ごとのまちづくりに自主的に参画することができる。

2 区民等は、子供から高齢者まで、すべての世代において、まちづくりに取り組むものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、まちづくり基本理念に基づき、区民等及び区と協働して住みよいまちづくりに貢献するよう努めるものとする。

2 事業者は、まちづくり基本方針及び区民等によるまちづくりに関する計画等を尊重し、事業の実施に当たっては、区民等の理解を得るよう努めるものとする。

(区の役割)

第6条 区は、まちづくり基本理念に基づき、区民等及び事業者との協働によるまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 区は、まちづくり基本方針に基づき、区民等及び事業者の自発的なまちづくりの成果を反映した施策を行うよう努めるものとする。

3 区は、区民等及び事業者に対してまちづくりに関する情報を提供するとともに、まちづくり意識の啓発及びまちづくりに関する知識の普及に努めるものとする。

## 5. 墨田区地域防災基本条例

(目的)

第1条 この条例は、墨田区が地理的、社会的条件から災害に弱く、特に大地震の発生等により多大な災害が予想されることにかんがみ、ふだんから防災意識の高揚を図り、災害に対する備えをし、もって区民の生命・財産を守るため、地域防災の基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 地震その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

(2) 防災 災害を未然に防止し、及び災害の拡大を防止することをいう。

(基本方針)

第3条 災害から区民の生命・財産を守ることは、区の最も重要な責務であることを認識し、区は、墨田区の人と緑と産業の調和した安全、快適、豊かなまちづくりの実現を目標に、すべての施策が防災対策に結びつくように配慮し、区と区民が、自治と連帯のもとに一体となって、逃げないですむ安全なまちづくりと自主的な防災活動を推進することを基本とする。

(区長の責務)

第4条 区長は、前条の基本方針に基づき、防災に必要な総合的計画を策定し、墨田区の特性に応じた防災施策を積極的に推進しなければならない。

2 区長は、前項の防災施策の実施に必要な財政その他の措置を講じなければならない。

3 区長は、国その他の関係機関と協力して防災施策の推進を図るとともに、必要に応じ国等に対し防災施策の充実及び改善を要請しなければならない。

(区民等の責務)

第5条 区民は、常に自らも防災のための備えをするとともに、地域の連帯意識のもとに、自主的な地域防災ができるよう相互に協力し、防災のためのまちづくりに努めなければならない。

2 区内で事業を営む者は、地域における社会的責任を自覚し、防災のため、その施設の適切な管理を行い、従業員及び近隣住民の安全を確保するとともに、防災のためのまちづくりに協力するよう努めなければならない。

(防災の日)

第6条 毎月1日を「墨田区防災の日」と定め、区と区民は、いっせいに防災のための施設の安全性の確認、身の回りの点検等を行うことを通じて、ふだんから防災意識の高揚を図るものとする。

## 6. 墨田区災害復興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、墨田区が大規模な災害により重大な被害を受けた場合において、被災後における暮らしの復興を実現するため、区民、事業者及び区の協働により復興対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民が安心して住み続けられる地域づくりを進めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 地震その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

(2) 暮らしの復興 災害により大規模な被害を受けた区民の暮らしの安定・向上を図ることを第一義の目的とし、被災前の地域社会をできる限り維持しつつ、生活の再建、再度の災害の防止及び生活・経済環境の向上を目指した復興を総合的に進めることをいう。

(3) 復興対策 被災後の暮らしの復興を図るための各種対策をいう。

(4) 地域協働復興 被災後において、区民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び区長その他の行政機関との協働により、自主的に地域社会の復興を進めることをいう。

(5) 復興区民組織 地域協働復興に関する活動を行う組織をいう。

(6) 地域復興協議会 復興区民組織のうち、地域住民等を構成員として組織された団体で、区長が認定したものをいう。

(復興の基本理念)

第3条 区民、事業者及び区が協働して復興対策を推進することにより、墨田区基本構想の具現化を目指すこととする。

2 区長は、暮らしの復興に際して、被災者及び区民との協働のもと、福祉、産業、教育、まちづくり等の復興の課題に対し、総合的かつ計画的に取り組み、歴史や文化を生かした安全で住みやすい快適な環境創造を図るものとする。

(区長の責務)

第4条 区長は、災害により大規模な被害が発生したときは、暮らしの復興を実現するため、速やかに災害復興基本方針及び災害復興計画を定めなければならない。

2 区長は、暮らしの復興を実現するために、区の組織及び機能を挙げて最大の努力を払い、必要な施策を実施しなければならない。

3 区長は、災害復興計画の策定に当たっては、区民及び事業者(以下「区民等」という。)並びに復興区民組織の意見を聴くよう努めるとともに、復興対策の実施に当たっては、区民等及び復興区民組織の適切な合意形成に努めなければならない。

4 区長は、国、東京都及び関係機関との連携を図り、復興対策の推進その他必要な施策を実施しなければならない。

(区民等及び復興区民組織の責務)

第5条 区民等は、自立的に、かつ、相互に協力し、自らの生活及び生業の復興並びに地域協働復興に努めなければならない。

2 区民等及び復興区民組織は、区の定めた災害復興基本方針及び災害復興計画に基づく復興に努めなければならない。

3 復興区民組織は、地域住民、地域内に存する事業者等の合意形成を図り、地域復興のための企画、立案、実行等に取り組み、区とともに地域の復興に努めなければならない。

(区民等の参画と協働による復興の推進)

第6条 区長は、災害からの復興に際しては、区民等の参画と協働を保障し、地域住民の力を最大限に活かした復興を推進するものとする。

第7条 区長は、区民等が被災後においても被災地にとどまり、生活及び生業並びに被災前の地域社会をできる限り維持できるよう、区民等の暫定的な生活及び生業の場の確保に努めるものとする。

第8条 区長は、平常行っている区民等の各種地域活動の推進にあわせ、あらかじめ、地域協働復興に対する区民等の理解を深めるよう努めるものとする。

## 7. 墨田区女性と男性の共同参画基本条例

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、区、区民、事業者及び地域団体の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会 女性及び男性が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって女性及び男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(2) 区民 日本国籍を有するか否かにかかわらず、区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。

(3) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

- (4) 地域団体 区内において活動拠点を有し、地域活動を行う団体をいう。
- (5) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、女性又は男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会を形成するため、次の各号に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が性別による差別的な取扱いを受けず、その人権が尊重されること。
- (2) すべての人が性別による役割の固定化をもたらす社会制度及び慣行を解消するように努めるとともに、一人一人がその個性と能力を十分発揮し、自己の意思により社会における多様な活動を選択できること。
- (3) 性別にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 性別にかかわらず、すべての人が相互の協力及び社会の支援のもとに、家庭生活及び社会生活、地域活動等を両立できること。
- (5) 学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場において男女共同参画社会の形成に向けた取組がなされること。

(区の責務)

第4条 区は、基本理念に基づき、男女共同参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 区は、男女共同参画施策を推進するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講じなければならない。

3 区は、男女共同参画施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、社会のあらゆる分野における活動において、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(地域団体の責務)

第7条 地域団体は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その団体活動に関し、男女共同参画社会の形成を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 地域団体は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(区、区民、事業者及び地域団体の協働)

第8条 区、区民、事業者及び地域団体は、協働して男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

## 8. 墨田区安全で安心なまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、地域における犯罪、火災及び事故を防止するため、区民の意識の高揚を図るとともに、その自主的な活動を推進し、もって安全に安心して暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活安全 犯罪、火災及び事故から区民の生命、身体及び財産を守り、区民が安全に安心して生活することができることをいう。
- (2) 区民 区内に在住し、滞在し、及び区内を通過する個人をいう。
- (3) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (4) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署及び消防署、区内の公道、公園及び河川(区が管理するものを除く。)の管理事務所その他の行政機関をいう。
- (5) 地域活動団体 区内において生活安全に関する活動を行う団体をいう。
- (6) 土地建物等管理者 区内に存する土地、建物及びこれらに付属する工作物を所有し、占有し、又は管理している者をいう。

(区の責務)

第3条 区は、第1条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。

- (1) 生活安全に関する意識の啓発
- (2) 生活安全に関する自主的な活動に対する支援
- (3) 生活安全に関する情報の収集及び提供
- (4) 安全で安心な地域社会を形成するための環境整備
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める施策

2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、関係行政機関、地域活動団体等と緊密な連携を図るものとする。

(区民の責務)

第4条 区民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講ずるとともに、相互に協力して地域における生活安全に関する活動を推進するよう努めるものとする。

2 区民は、生活安全に関する区及び関係行政機関の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動の安全を確保するために必要な措置を講ずるとともに、区民と協力して生活安全に関する活動を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、生活安全に関する区及び関係行政機関の施策に協力するよう努めるものとする。

(関係行政機関の責務)

第6条 関係行政機関は、生活安全を確保するために、区及び区民に対する情報の提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 関係行政機関は、生活安全に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。

(地域活動団体の責務)

第7条 地域活動団体は、その構成員に対して生活安全に関する意識啓発に努めるとともに、地域における生活安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、生活安全に関する区及び関係行政機関の施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物等管理者の責務)

第8条 土地建物等管理者は、土地、建物及びこれらに付属する工作物に係る安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 土地建物等管理者は、生活安全に関する区及び関係行政機関の施策に協力するよう努めるものとする。

## 9. すみだ環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生について基本理念を定め、区、区民、事業者及び滞在者の責務を明らかにし、環境に係る施策の基本的事項を定めることにより、それらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における良好で安全かつ快適な環境を確保し、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境の共創 良好で安全かつ快適な環境の維持、回復及び創造並びに環境との共生をいう。

(2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の共創を図るうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(3) 区民 区内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいう。

(4) 事業者 区内において事業活動を行う団体及び個人をいう。

(5) 滞在者 観光、仕事等で一時的に区内を訪れる個人をいう。

(基本理念)

第3条 環境の共創は、区民及び事業者が環境に関する十分な情報を知り、環境に係る施策の決定等に参画することを通じ、良好で安全かつ快適な環境のもとで生活する権利を実現できるように行われなければならない。

2 環境の共創は、すべての者が環境への負荷を与えていることを認識し、地域のコミュニティを生かしつつ、互いに協働し、配慮し合うことにより進められなければならない。

(区の責務)

第4条 区は、環境への負荷の低減に努めるとともに、区の計画及び施策について区民及び事業者と協働して環境の共創を推進するという観点から総合的かつ計画的に定め、その推進体制を整備しなければならない。

2 区は、区民及び事業者が地域のコミュニティを生かしつつ、環境の共創に取り組むことができるよう、必要な支援を行うとともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(区民及び事業者の責務)

第5条 区民及び事業者は、日常生活及び事業活動が環境への負荷を与えていることを認識し、環境への配慮を行うとともに、身近な環境を常に見つめつつ、地域のコミュニティを生かし、環境の共創を図るように努めなければならない。

2 区民及び事業者は、環境の共創に必要な学習等に積極的に取り組み、区とともに、地域において環境の共創に関する活動を担う人材の育成に努めるものとする。

3 区民及び事業者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(滞在者の責務)

第6条 滞在者は、区が実施する環境の共創に関する施策に協力することにより、人と地域に配慮し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

## 10. 墨田区中小企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、墨田区における中小企業の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定めることにより、中小企業の健全な発展と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定める規模及び業種の企業をいう。

(平12条51・一部改正)

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、墨田区の人と緑と産業の調和したまちづくりの実現を目標に、区内の中小企業の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を、国その他の機関の協力を得ながら、企業、区民及び区が、自治と連帯のもとに一体となって推進することを基本とする。

(施策の大綱)

第4条 前条の基本方針に基づく中小企業の振興施策の大綱は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業の経営基盤の強化を助長し、地域経営の健全な発展に寄与する施策
- (2) 中小企業振興に寄与する地域環境の整備改善に関する施策
- (3) 中小企業従事者の福祉の向上に関する施策
- (4) 中小企業に関する調査及び情報の収集、提供等に関する施策

(区長の責務)

第5条 区長は、前条の施策を具体的に実施するに当たっては、次の措置等を講ずるとともに、消費者の保護に配慮しなければならない。

- (1) 財政その他の措置を講ずること。
- (2) 特に小規模の企業及びその従事者に対して必要な考慮を払うこと。
- (3) 国その他の関係機関と協力して施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国等の施策の充実及び改善を要請すること。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業を営む者は、経営基盤の強化及び従業員の福利厚生のために、自主的努力を払い、流通の円滑化及び消費生活の安全確保に努めるとともに、地域の生活環境との調和に十分な配慮をするものとする。

(区民等の理解と協力)

第7条 区民及び中小企業の事業に関連ある者は、区内の中小企業の特徴を理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

## 11. 墨田区住宅基本条例

(目的)

第1条 この条例は、墨田区(以下「区」という。)における住宅政策の基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、区民の住生活の安定及び向上を図り、もって地域産業と住環境が調和した地域社会の維持及び発展に寄与することを目的とする。

(住宅政策の基本理念)

第2条 区は、区民の住生活の安定及び向上を図るためには、良質な住宅の確保と良好な住環境の形成が欠くことのできない基礎的条件であることを確認し、魅力とゆとりのある住宅の整備及び住環境の実現を目指し、住宅に関する施策を総合的に推進するものとする。

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開発事業 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に定める開発行為又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号に定める建築をいう。

(2) 事業者 区内において開発事業を行おうとする者又は行う者をいう。

(区長の責務)

第4条 区長は、区民及び事業者と協力して住宅施策を推進し、第2条に定める基本理念の実現に努めなければならない。

2 区長は、住宅施策の推進に当たっては、区民及び事業者の理解と協力を求めるとともに、住宅及び住環境に関する情報を積極的に提供しなければならない。

3 区長は、国、東京都及び関係機関との連携を図り、区の地域特性を踏まえた住宅施策を遂行するように努めなければならない。

(区民及び事業者の責務)

第5条 区民は、良質な住宅及び良好な住環境の維持及び改善に努めるものとする。

2 事業者は、良質な住宅の建設及び良好な住環境の形成に努めるとともに、区長の実施する住宅施策に協力するよう努めなければならない。